

# 10章 減免・割引

## (1) 税金の減免等

### ① 自動車税・自動車取得税の減免 身 知 精

内容	次の表の障がい者に対して、自動車税・自動車取得税が減免されます。
窓口	各府税事務所または自動車税事務所（資料編29・30ページ） ホームページ「府税あらかると」（自動車税・自動車取得税の減免のしおり） <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/genmenshiori.html</a>

#### ＜減免の範囲＞

所有（取得）者	運転者	○年齢18歳以上の軽度の身体障がい者	○年齢18歳未満の軽度の身体障がい者 ○年齢18歳以上の軽度以外の身体障がい者 ○知的障がい者 ○精神障がい者（※）	備 考
本人	本人	自動車税及び自動車取得税	自動車税及び自動車取得税	1. 自家用自動車（白ナンバー）に限ります。 2. 構造変更の有無は問いません。 ただし、生計を一にする方等が運転する自動車については、車種・構造等が専ら障がい者のための利用に適したものに限りま す。（例えば、キャンピング車等は、減免 されない場合があります。） 3. 一人の障がい者について1台に限ります。 4. 総排気量2リットルを超える自家用乗用 車に係る自動車税は、当該自動車総排気量 が1.5リットルを超え2リットル以下と みなした場合に課すべき自動車税の額を限 度として減免します。 5. 自家用普通乗用車（いわゆる3ナンバ ー）に係る自動車取得税は、取得価額 250万円に税率を乗じて得た額を限度と して減免します。 ただし、構造変更が加えられた自動車に ついては、構造変更に要した費用に税率を 乗じて得た額についても減免します。
	生計を一にする方			
	常時介護する方			
生計を一にする方	本人			
	生計を一にする方			

（※）精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、「障がいの程度が1級」かつ「自立支援医療受給者証」の交付を受けておられる方に限ります。

【改造車の減免】

特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車に係る減免制度です。

所有 (取得) 者	運転者	○身体障がい者 ○知的障がい者 ○精神障がい者(※)		備 考
問 い ま せ ん。	本人	自動車税及び自動車取得税		1.専用とは、専ら身体障がい者等の利用に供される場合をいいます。 2.併用とは、身体障がい者等以外の方の利用にも併せて供される場合をいいます。 3.「併用」の場合における自動車取得税の減免については、構造変更に要した費用に税率を乗じて得た額を減免します。
	その他の方	専用	自動車税及び 自動車取得税	
		併用	自動車取得税	

- (注) 1. 「特別の仕様」「構造変更」とは、例えば、車椅子を昇降させ、又は固定させる装置等を備えることをいいます。身体障がい者が運転する場合にあっては、手動アクセル、手動ブレーキ等を装着することをいいます。
2. 現在、自動車を所有している方で、4月1日に減免要件に該当している場合は納期限までに、4月1日後に減免要件に該当することとなった場合は、該当することとなった日から60日以内に減免申請の手続きを行ってください。  
 新たに自動車を取得する場合は、登録の際に減免申請の手続きを行ってください。
3. 戦傷病者手帳の交付を受けている方についても、一定の条件を満たす場合は減免される場合があります。詳細は、各府税事務所までお問い合わせください。
4. 社会福祉法人等が所有する自動車で、直接その本来の事業の用に供するものについて、一定の要件を満たす場合は、自動車税について他の軽減制度があります。  
 詳細は、各府税事務所までお問い合わせください。
5. 申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができる自動車税の税額は、申請のあった月の翌月から月割りで計算した額となります。  
 また、自動車取得税については、申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

② 軽自動車税の減免 **身 知 精**

内容	軽自動車税については、府内の全市町村に減免の制度があります。
窓口	市町村の軽自動車税担当係

③ その他の税の軽減措置 (身) (知) (精)

種類	内 容	金 額	窓 口
所 得 税	●障がい者控除（本人が障がい者の場合） イ. 特別障がい者以外の場合	所得控除 27万円	最寄りの税務署
	□. 特別障がい者の場合	所得控除 40万円	
	●障がい者控除（障がい者である扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合） イ. 特別障がい者以外の場合	所得控除 27万円	
	□. 特別障がい者で同居でない場合	所得控除 40万円	
	ハ. 特別障がい者で同居の場合	所得控除 75万円	
	●小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金）	所得控除 (支払った掛金の全額)	

※・障がい者とは身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の発行を受けている人等をいいます。

・特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が1級または2級である人等をいいます。

種類	内 容	金 額	窓 口
住 民 税	●障がい者控除（本人が障がい者の場合） イ. 特別障がい者以外の場合	所得控除26万円	各市町村 住民税 担当課
	□. 特別障がい者の場合	所得控除30万円	
	●障がい者控除（障がい者である扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合） イ. 特別障がい者以外の場合	所得控除26万円	
	□. 特別障がい者で下記以外の場合	所得控除30万円	
	ハ. 特別障がい者で同居の場合（扶養親族又は控除対象配偶者が、納税者又はその配偶者もしくはその納税者と生計を一にするその他の親族と同居を常況とする特別障がい者である場合）	所得控除53万円	
	●小規模企業共済等掛金控除 （心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除掛金の全額	
	●前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者	非課税	

種類	内 容	金額	備 考	窓 口
(貨物の輸入時のみ) 関税及び消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者用に特に製作された器具その他これに類する物品で、政令で定めるものの輸入</li> <li>慈善または救済のため、に寄贈された給与品及び救護施設または養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供すると認められるものの輸入</li> </ul>	免税及び非課税	関税定率法第14条第16号(無条件免税) 消費税法第6条第2項別表第2-6(非課税) 関税定率法第15条第1項第3号(特定用途免税) 輸徴法第13条第1項第2号(免税)	大阪税関 税関相談官室 06-6576-3001
消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険法、国民健康保険法等公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養等を受けた場合</li> <li>介護保険法の規定に基づく、居宅・施設介護サービス費の支給に係る居宅・施設サービス等を受けた場合</li> <li>社会福祉法第2条に規定する一種と二種の社会福祉事業等のサービスを受けた場合</li> <li>身体障がい者用として製造された器具その他これに類する物品で、政令に定めるものを取得等した場合</li> </ul>	非課税	消費税法第6条第1項別表第1-6、7、10(非課税)	最寄りの税務署

種類	内 容	金 額	備 考	窓 口
相 続 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定相続人である日本国内に住所を有する85歳未満の障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合</li> </ul>	税額から満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障がい者については20万円）控除	特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が1級または2級である人等をいいます。	最寄りの税務署
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身障がい者共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合</li> </ul>	非 課 税		

種類	内 容	金 額	備 考	窓 口
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定障がい者が特定障がい者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額のうち、6,000万円まで（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円）の部分</li> <li>・ 心身障がい者共済制度に基づく給付金を受け権利を贈与により取得した場合</li> </ul>	非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定障がい者扶養信託契約とは個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障がい者を信託の利益の全部の受益者とするもののうち、一定の要件を満たすものをいいます。</li> </ul>	最寄りの税務署
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両眼の視力を喪失した方、両眼の視力が0.06以下の方が行うあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業</li> </ul>	課税対象外	地方税法第72条の2第10項第5号	各府税事務所（資料編29ページ）
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が一定の助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する一定の家屋を取得し、引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した場合</li> </ul>	税額から価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。	平成元年4月1日（一部の助成金については平成23年7月1日）から平成31年3月31日までの取得に限りま	各府税事務所（資料編29ページ）

種類	内 容	金 額	備 考	窓 口
固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障がい者を多数雇用する一定の事業所の事業主が一定の助成金の支給を受けて当該事業所の事業の用に供する家屋で一定のものを取得した場合</li> </ul>	<p>取得後5年間に限り、当該家屋の課税標準となるべき価格の6分の1に障がい者の雇用割合を乗じたものを減額。</p>	<p>平成2年1月2日（一部の助成金については平成23年7月1日）から平成31年3月31日までの取得に限りま</p>	<p>各市町村 固定資産税 担当課</p>

※特定障がい者とは、①精神障がい者②精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く状況にある人、または児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障がいと判定された人③精神保健福祉手帳の交付を受けている人等をいいます。





## (2) 交通運賃の割引等

◎運賃割引の際の障がいの区分（第1種、第2種身体障がい者）	
第1種 身体障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいの1級～3級及び4級の1</li> <li>・聴覚障がいの2級、3級</li> <li>・上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2</li> <li>・下肢不自由の1級、2級及び3級の1</li> <li>・体幹不自由の1級～3級</li> <li>・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい で上肢機能障がい1級、2級または移動機能障がい1級～3級（1上肢または1下肢のみに運動機能障がいがある場合は除きます）</li> <li>・ぼうこうまたは直腸の機能障がいの4級を除く内音障がい</li> <li>・肝臓機能障がいの1級～4級</li> </ul>
第2種 身体障がい者	第1種身体障がい者以外の人

※第1種に該当しない障がい者が2つ以上あり、それらの障がいを総合すると第1種に準ずる障がいの程度の人も第1種身体障がい者とされます。

◎運賃割引の際の障がいの区分（第1種、第2種知的障がい者）	
第1種 知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の知的障がい者</li> </ul>
第2種 知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種知的障がい者以外の人</li> </ul>

① 鉄道（大阪市営地下鉄については85・86ページ）  

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者</li> <li>知的障がい者</li> </ul>	普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）	5割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通乗車券、回数乗車券</li> <li>急行券（特別急行券、座席指定券は除きます）</li> <li>定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）</li> </ul>	5割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2種身体障がい者の介護者</li> <li>第2種知的障がい者の介護者</li> </ul> （障がい者本人が12歳未満の場合のみ）	定期券	5割 ※介護者のみ

② バス（大阪市営バスについては85・86ページ）   

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者</li> <li>知的障がい者</li> </ul>	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1種身体障がい者及びその介護者</li> <li>第1種知的障がい者及びその介護者</li> </ul>	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります。）	5割
		定期券	3割
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2種身体障がい者の介護者</li> <li>第2種知的障がい者の介護者</li> </ul> （障がい者本人が12歳未満の場合のみ）	定期券	3割 ※介護者のみ

※バス会社によって、精神障がい者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

③ 大阪市営交通（地下鉄・バス）



		介護人の有無		割引額	適用交通機関	対象者	発売券種					回数カード
							地下鉄 ニュートラム		バス		地下鉄 バス 連絡券	
							普通券	定期券	現金	定期券	定期券	
身体障がい者手帳及び療育手帳をお持ちの方	第1種	大人	必ず同乗 介護人付可 本人単独可	本人5割引 介護人5割引	地下鉄 ニュートラム バス	本人	○	○	○	○	○	○
						介護人	大人	○	○	○	○	○
							小児	○	○	○	/	/
	第2種	小児	必ず同乗 介護人付可 本人単独可	本人5割引 介護人5割引	地下鉄 ニュートラム バス	本人	○	○	○	/	/	○
						介護人	大人	○	○	○	○	○
							小児	○	○	○	/	/
	第2種	大人	割引なし 本人単独	本人5割引	バスのみ	本人	/	/	○	○	/	/
		小児	必ず同乗 介護人付可 本人単独可	本人5割引 介護人5割引	地下鉄 ニュートラム バス	本人	○	○	○	/	/	○
	窓口	大阪市交通局 市営交通案内センター（営業時間 800~2000 年中無休） 電話 06-6582-1400 FAX 06-6585-6466 <a href="http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/">http://www.kotsu.city.osaka.lg.jp/</a>										

※小児とは、障がい者本人が12歳未満（12歳の小学校在学中の方を含む）の場合をいいます。

※乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。バスの場合は、降車時にも提示が必要です。

※介護人とともに乗車する場合は、介護人は1名まで割引。ただし、第1種身体障がい者、知的障がい者及び12歳未満の第2種身体障がい者、知的障がい者本人が車いすを使用する場合は、介護人2名まで割引。

※交通局で定める特別割引料金を適用します。

※介護人の通学定期券は発売いたしません。

#### ④ タクシー 身 知 精

内容	乗車時に手帳を提示すれば運賃が1割引になります。
----	--------------------------

※会社によって、精神障がい者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

#### ⑤ 航空機 身 知

割引の対象者	割引率等
<ul style="list-style-type: none"><li>身体障がい者（第1種）の方と介護者（1名まで）</li><li>身体障がい者（第2種）の方</li><li>戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人・介護者」の証明印がある方と介護者（1名まで）</li><li>戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人」の証明印がある方</li></ul>	詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。

#### ⑥ 船舶 身 知 精

内容	船舶運賃の旅客運賃も、JRと同様の割引がされる場合があります。詳しくは各社にお問い合わせください。
----	---

※会社によって、精神障がい者も対象になるなど適用が異なる場合がありますので、各社にお問い合わせください。

⑦ 有料道路 **身** **知**

内容	<p>身体障がい者・知的障がい者本人及びその親族等が所有又はこれらの者が自動車をも有しない場合においては、当該障がい者を日常的に介護している者が所有する乗用自動車（普通・小型・軽自動車で乗車定員10人以下）、貨物自動車（ライトバン等）、特種用途自動車（身体障がい者輸送車等）又は二輪自動車（運転免許を所持している身体障がい者本人が運転又は第1種の身体障がい者・第1種の知的障がい者が乗車し、その移動のため本人以外の者が運転する自動車については通行料金が5割引になります。ただし1台に限ります。また、営業車は除きます。</p> <p>居住地の福祉事務所又は町村障がい福祉担当課で手帳へ必要事項の記載を受け、有料道路を利用する際に、手帳を提示してください。</p> <p>また、ETCが利用できる有料道路においては、上記の手続きと合わせETC車載器及びETCカードを本割引措置適用のため、事前に登録することにより、ETCノンストップ通行においても同様の割引が適用されます。</p>
窓口	<p>居住地の福祉事務所または町村障がい福祉担当課（資料編1ページ）</p>

(3) 各種利用料の割引等

① NHK放送受信料（衛星放送を含む）の減免 **身** **知** **精**

内容	<p>障がい者（身体障がい者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方）のいる世帯で、世帯全員が市町村住民税非課税の場合に全額免除となります。また、視覚障がい者・聴覚障がい者（身体障がい者手帳をお持ちの方）が世帯主の場合、または、重度の障がい者（身体障がい者手帳〔1、2級〕、療育手帳（または判定書）〔「最重度」または「重度」に相当する記載〕、精神障がい者保健福祉手帳〔1級〕のいずれかをお持ちの方が世帯主の場合は半額免除となります。いずれも、福祉事務所長または市町村長の証明が必要です。</p> <p>必要書類・証明書等があれば、NHK放送局・センターでも受付しています。詳しくは、下記、ふれあいセンターまでお問い合わせください。</p>
窓口	<p>NHKふれあいセンター TEL：0570-077-077 （受付：午前9時～午後8時まで） 上記の番号がご利用にならない場合 050-3786-5003 （受付：午前9時～午後8時まで） NHKホームページ（受信料の窓口） <a href="http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/">http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/</a></p>




② NTTの無料番号案内（ふれあい案内） **身 知 精**

内容	<p>身体障がい者手帳（視覚障がい[1～6級]・肢体不自由[上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1・2級]）、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、または戦傷病者手帳（視力の障がい[特別真症～第6項定]・上肢の障がい[特別真症～第2項定]）をお持ちの方で、事前登録することにより、NTTの電話番号案内料が免除されます。ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。</p> <p>※104を利用する場合「ふれあい案内」と申し出、登録番号と暗証番号をオペレータに伝えると無料となります。</p>
窓口	<p>NTTふれあい案内担当 0120-104174（受付：午前9時～午後5時） ※土・日、祝日、年末年始を除く</p>

③ 預貯金等の利子非課税制度 **身 知 精**

内容	<p>郵便局や銀行の預貯金の利息、信託の収益金や国債、公募地方債の利子が非課税となる制度です。</p> <p>（非課税限度額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●預貯金等：郵便局（ゆうちょ銀行）と他の金融機関の預貯金等と共通枠で「障害者等の少額貯蓄金の利子所得等の非課税制度（マル優）」がご利用いただけます。非課税限度額は、郵便局（ゆうちょ銀行）及び他の金融機関に提出された非課税貯蓄申告書の金額の合計で元本350万円までです。</li> <li>●国債等：郵便局（ゆうちょ銀行）と他の金融機関と共通枠で「障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）」がご利用いただけます。非課税限度額は、マル優制度とは別枠で、国債等の元金350万円までの利子が非課税となります。</li> </ul> <p>（申し込み方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●あらかじめ又は預貯金の預け入れ時、国債等の購入時に「（特別）非課税貯蓄申告書」「非課税預入（購入）申込書」等、各金融機関所定の用紙を提出し申し込みます。</li> <li>●併せて、住所・氏名・生年月日が記載されている預金者本人であることが確認できる公的な証明書類（健康保険証、運転免許証等）及び利子非課税対象者であることを確認できる公的な証明書類（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）、マイナンバーが記載されている書類を郵便局（ゆうちょ銀行）や金融機関の社員に提示していただきます。</li> </ul>
----	---

	<p>●詳しくは、各金融機関へお尋ねください。</p> <p>(その他)</p> <p>●各金融機関の取扱店舗に提出された「非課税貯蓄申告書」に記載された金額を超えて非課税で預入又は購入された場合、その店舗で預け入れられたすべての貯金、国債等の利子が課税扱いとなりますのでご注意ください。</p> <p>※ 郵便局（ゆうちょ銀行）の貯金につきましては、お一人様、1,300万円の範囲内でのご利用となります。（財形定額貯金等を除きます。）</p> <p>※ 民営化以前の「障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度」（垂貯マル優）は廃止されており、新たに、郵便局（ゆうちょ銀行）でのお取扱いはできませんが、平成19年9月以前に預け入れられました非課税の定期性郵便貯金は、平成19年10月以降も、預入期間が経過するまでの間は非課税でお預かりします。</p>
窓 □	<p>ゆうちょ銀行及び郵便局窓口 ゆうちょコールセンター（0120-108420）（通話料無料） 各金融機関</p>

④ ニュー福祉定期貯金   

内容	<p>(預入限度額)</p> <p>●郵便局（ゆうちょ銀行）のご利用限度額（お一人様1,300万円）の範囲内で、お一人様300万円までご利用いただけます。</p> <p>●「ニュー福祉定期貯金」は、預入期間1年の定期貯金で、対象者の方は、一般の1年定期貯金に0.10%を上乗せした金利が適用されます。預入期間経過後は通常貯金となります。（自動継続のお取扱いはできません。）</p> <p>(申し込み方法)</p> <p>●住所・氏名・生年月日が記載されている預金者本人であることが確認できる公的な証明書類（健康保険証、運転免許証等）及びニュー福祉定期貯金の対象者であることを確認できる公的な証明書類（年金証書、各種手当受給者証明書等）を郵便局（ゆうちょ銀行）の社員に提示していただきます。</p> <p>(その他)</p> <p>●この商品をご利用いただける方は、対象の年金、手当等を実際に受け取られている方に限らせていただきます。</p>
窓 □	<p>ゆうちょ銀行及び郵便局窓口 ゆうちょコールセンター（0120-108420）（通話料無料）</p>

⑤ 携帯電話の割引 **身** **知** **精** **難**

内容	携帯電話の基本使用料等の割引制度や、割安な料金プランが利用できるなどのサービスを行っています。各携帯電話会社により割引制度が異なります。
窓口	各携帯電話の取扱店舗又は下記のお客センターへ <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)NTTドコモ TEL：0120-800-000 ※受付時間：午前9時～午後8時</li> <li>・KDDI(株) TEL：0077-7-111 ※オペレーター対応：午前9時～午後8時</li> <li>・ソフトバンクモバイル(株) TEL：0800-919-0157 ※受付時間：午前9時～午後8時</li> </ul>

⑥ 映画館の割引 **身** **知** **精**

内容	大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っています(国名小劇除く)。券売場で手帳を提示してください。
窓口	生活衛生同業組合大阪興行協会 TEL：06-6632-3811 FAX：06-6632-3812

⑦ 大阪府立の体育施設における使用料の減免 **身** **知** **精**




内容	下記の体育施設について、あらかじめ所定の利用申込書及び使用料減額・免除申請書を施設に提出してください(個人利用者は事前の書類提出は不要。利用当日に窓口で手帳を提示してください)。障がい者団体の利用は半額、個人利用者は全額免除されます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者団体：概ね半数以上が障がい者の団体</li> <li>・プール・アイススケート場・トレーニングルームの個人利用者：障がい者及びその介護者(1名)</li> </ul>



<窓口>

施設名	電話・FAX	開館時間	休館日
エディオンアリーナ 大阪（体育会館）	TEL:06-6631-0121 FAX:06-6643-0339	9:00～21:00	第1火曜日※ 年末年始
臨海スポーツセンター	TEL:072-268-8351 FAX:072-266-8871	9:00～21:00	毎週木曜日※ 年末年始
東和薬品RACTABド ーム（門真スポーツセ ンター）	TEL:072-881-3715 FAX:072-881-3964	9:00～21:00	第2火曜日※ 年末年始
漕艇センター	TEL:072-268-3100 FAX:072-268-3690	9:00～17:30	毎週月曜日※ 年末年始

※ … 祝日の場合は翌日

⑧ 大阪府立博物館等における入館料の減免   

内容	下記の施設については、入館料が無料となります。ただし、弥生文化博物館・近つ飛鳥博物館では、手帳の提示が必要です。
対象者	障がい者及びその介護者1名(近つ飛鳥博物館・リハビリおおさかは複数の介護者も可)

<窓口>

施設名	電話 FAX	開館時間	休館日
弥生文化博物館	TEL : 0725-46-2162 FAX : 0725-46-2165	9:30～17:00	毎週月曜日※ 年末年始
近つ飛鳥博物館	TEL : 0721-93-8321 FAX : 0721-93-8325	9:45～17:00 展示室受付は 10:00～	毎週月曜日※ 年末年始
大阪人権博物館 (リハビリおおさか)	TEL : 06-6561-5891 FAX : 06-6561-5995	水曜～金曜 10:00～16:00 土曜 13:00～17:00	日曜日、祝・休日、 月曜日、火曜日、 第4金曜日 8月12日 12月17日～1月9日 3月18日～31日

※ … 祝・休日の場合は翌日

内容	下記の施設については、入館料が200円となります。また、その介助者1名は無料です。
対象者	障がい者及びその介助者1名

<窓口>

施設名	電話 FAX	開館時間	休館日
日本民家集落 博物館	TEL : 06-6862-3137 FAX : 06-6862-3147	9:30~17:00	毎週月曜日* 年末年始

※ … 祝・休日の場合は翌日




⑨ 社会教育施設における利用料金の減免 (身) (知) (精)

内容	下記の施設を利用するとき利用料金の半額を減額することができます。その場合、あらかじめ所定の利用申込書及び利用料金減額免除申請書を施設に提出していただくことが必要です。 また、府立中央図書館駐車場については、手帳の提示により利用料金が全額免除されます。
対象者	障がい者及びその介護者が組織する団体等

<窓口>

施設名	電話・FAX	休館日
府立少年自然の家	TEL : 072-478-8331 FAX : 072-478-8335	原則第2・第4月曜日* 年末年始(12月28日~1月4日) ただし、学校利用がある場合には変更がありますので、お問合せください。
府立中央図書館 (ホール、会議室、 駐車場)	TEL : 06-6745-0170(代) FAX : 06-6745-0262	毎週月曜日* 毎月第2木曜日(ただし、図書館が定めた月は開館。なお、休館日でホールの利用があるときは、駐車場は開場) 年末年始(12月29日~1月4日)

※ … 祝・休日の場合は翌日

⑩ 大阪府営公園有料施設等における使用料の減免   

内容	<p>野球場、テニスコートなどの府営公園の有料施設を使用するとき、あるいは競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園を使用するとき、あらかじめ所定の使用料減額・免除申請書を下記の窓口に提出してください。利用者は全額免除されます。</p> <p>なお、プール、交通遊園、都市緑化植物園、昆虫館、駐車場については、手帳を提示することにより、全額免除されます。</p>
対象者	<p>障がい者及びその付添人、 特別支援学校、社会福祉法人</p>

<窓口>

施設名	電話・FAX 番号
服部緑地管理事務所	電話：06-6862-4945 FAX：06-6868-2016
箕面公園管理事務所	電話：072-721-3014 FAX：072-721-3140
山田池公園管理事務所	電話：072-851-4761 FAX：072-851-4762
寝屋川公園管理事務所	電話：072-824-8800 FAX：072-811-3867
深北緑地管理事務所	電話：072-877-7471 FAX：072-877-7423
枚岡公園管理事務所	電話：072-981-2516 FAX：072-982-8725
久宝寺緑地管理事務所	電話：072-992-2489 FAX：072-924-9664
長野公園管理事務所	電話：0721-62-2772 FAX：0721-62-2810
石川河川公園管理事務所	電話：072-956-1900 FAX：072-956-1901
錦織公園管理事務所	電話：0721-24-1506 FAX：0721-24-0240
住之江公園管理事務所	電話：06-6685-9521 FAX：06-6685-9522
住吉公園管理事務所	電話：06-6671-2292 FAX：06-6671-2294
大泉緑地管理事務所	電話：072-259-0316 FAX：072-253-4440

浜寺公園管理事務所	電話：072-262-6300 FAX：072-261-2263
蜻蛉池公園管理事務所	電話：072-443-9671 FAX：072-443-9672
二色の浜公園管理事務所	電話：072-422-0442 FAX：072-423-4442
りんくう公園管理事務所	電話：072-469-7717 FAX：072-469-7719
せんなん里海公園管理事務所	電話：072-494-2626 FAX：072-494-2688

⑪ 府立花の文化園における入園料の免除 **身 知 精 難**

内容	手帳の提示により入園料が全額免除されます。
対象者	障がい者及びその介護者1名

<窓口>

施設名	電話・FAX等	開園時間	休園日
府立 花の文化園	TEL:0721-63-8739 FAX:0721-63-8741 <a href="http://gfc-osaka.com/">http://gfc-osaka.com/</a>	9:30～17:00 (入園は16:00まで) ただし、10月、11月、2月は10:00～17:00 (入園は16:00まで) 12～1月は10:00～16:00 (入園は15:00まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎週月曜日(祝・休日の場合は翌平日)</li> <li>年末年始</li> </ul>

⑫ 日本万国博覧会記念公園における入園料の免除



内容	手帳の提示により自然文化園・日本庭園の入園料が全額免除されます。駐車場使用料も免除されます。(なお、入庫時に受け取られた駐車券については、出庫の前に各入園ゲートの窓口での手続きが必要です。)
対象者	手帳を所有する者及びその介助者1名 <障がい者等以外の対象者> ※特定医療費(指定難病)受給者証所持者及びその介助者1名 ※小児慢性特定疾病医療受給者証所持者及びその介助者1名 ※原子爆弾被爆者に対する被爆者健康手帳所持者及びその介助者1名 ※児童扶養手当又は遺族年金等を現に受給し、都道府県知事等が発行した証書等の交付を受けたひとり親家庭の世帯員

<窓口>

施設名	電話・FAX等	開園時間	休園日
万博記念公園 総合案内所	TEL:06-6877-7387 http://www.expo70-park.jp/	9:30~17:00 (入園は16:30まで)	・毎週水曜日(祝・休日の場合は翌平日、ただし4月からGWまで、10月・11月は無休) ※園内各施設の休業日は直接お問合せください

⑬ 府庁咲洲庁舎駐車場における駐車料金の免除





内容	咲洲庁舎正面玄関前障がい者専用駐車場(最大4台まで) 利用時間: 毎日(年末年始を含む) 9:00~24:00(入庫は21:00まで) ※障がい者が同乗する自動車の運転者も含まれます。(障がい者手帳の提示が必要です。) ※警備員の誘導または指示に従ってください。 ※地下有料駐車場では、駐車料金の免除ができません。また、地下駐車場は車イスのご利用に支障がありますので入庫しないようご注意ください。
窓口	大阪府総務部庁舎室庁舎管理課(咲洲分室) TEL: 06-6615-6103 FAX: 06-6615-6124

⑭ 点字郵便物の料金免除 

内容	点字のみを内容とするもので、開封とする郵便物については、料金が無料となります。(重量3Kg以下)
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑮ 特定録音物等郵便物の料金免除 


内容	盲人用の録音物(CD、カセットテープ、レコードなど)又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもので、開封とする郵便物については、料金が無料となります。(重量3Kg以下)
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑯ 心身障がい者用ゆうメールの料金減額  

内容	身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と図書館法に規定する図書館で日本郵便株式会社に届出のあった図書館との間で図書の見本の閲覧のために発受されるゆうメール(冊子とした印刷物)を安い運賃でご利用いただけます。(重量3Kg以下)
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑰ 点字ゆうパックの料金減額 

内容	点字のみを掲げたものを内容とするもので、内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されるゆうパックについては安い運賃でご利用いただけます。(重量30kg以下)
窓口	日本郵便株式会社の郵便局

⑱ 聴覚障がい者用ゆうパックの料金減額 

内容	日本郵便株式会社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープ、DVDなどの録音物を内容とするゆうパック(重量30Kg以下)の運賃が減額されます。
窓口	日本郵便株式会社の郵便局